

金融審議会  
サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する  
ワーキング・グループ  
報告書（案）

●年●月●日

「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する  
ワーキング・グループ」メンバーネーム簿

2025年12月●日現在

座長	神作 裕之	学習院大学法学部 教授
委員	浅川 健一	一般財団法人日本品質保証機構 地球環境事業部部長
	井口 謙二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	上田 亮子	京都大学経営管理大学院 客員教授
	近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者 エグゼクティブ ディレクター
	柿原 アツ子	川崎重工業株式会社 取締役 監査等委員
	清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
	小林 いづみ	オムロン株式会社 社外取締役
	阪 智香	関西学院大学商学部長 教授
	三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザーコンサルティング合同会社 代表
	関口 智和	有限責任あづさ監査法人 常務執行役員 パートナー
	芹口 尚子	野村證券株式会社 IBビジネス開発部 財務戦略グループリーダー 兼 サステナブル・ビジネス開発部 エグゼクティブ・ディレクター 公益社団法人日本証券アナリスト協会 サステナビリティ報告研究会 委員
	高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
	田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長
	永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人
	藤本 貴子	公認会計士
	堀江 正之	日本大学商学部 特任教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	森内 謙	公益財団法人日本適合性認定協会 代表理事 専務理事
	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科 教授
	吉元 洋志	ソニーグループ株式会社 法務部コーポレート法務グループ ゼネラルマネジャー

(敬称略・五十音順)

オブザーバー

サステナビリティ基準委員会 東京証券取引所 日本監査役協会 日本経済団体連合会  
関西経済連合会 日本公認会計士協会 日本労働組合総連合会 日本銀行 法務省  
財務省 経済産業省 環境省

# 目次

はじめに .....	1
I. サステナビリティ情報の開示 .....	2
1. 国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ .....	2
2. 有価証券報告書の提出期限の延長 .....	3
II. サステナビリティ情報の第三者保証 .....	5
1. 保証業務実施者に関する基本的な考え方 .....	5
2. 保証業務実施者に関する規律のあり方 .....	6
(1) 保証範囲・水準、保証基準 .....	6
(2) 登録要件 .....	7
(3) 行為規制 .....	8
(4) 検査・監督等 .....	9
(5) エンフォースメント .....	9
3. その他の論点 .....	11
おわりに .....	13

1 はじめに

2  
3 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ  
4 (以下、「当ワーキング・グループ」という。)は、2025年7月に公表した「サステナビリテ  
5 ィ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」(以下、「中間  
6 論点整理」という。)において、サステナビリティ開示基準の適用開始時期、第三者保証制  
7 度の導入時期や当初の保証範囲等について、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する  
8 観点から議論の状況を整理するとともに、引き続き残された課題の検討を進めていく方針を  
9 示した。

10  
11 具体的には、サステナビリティ情報の第三者保証制度について、「登録要件、品質管理体制、  
12 自主規制機関、検査・監督のあり方など、有価証券報告書におけるサステナビリティ関  
13 連財務開示に対する保証業務を実施するに当たって必要な能力や保証制度の全体像を考慮  
14 した上で、保証の担い手について検討すべき」など、当ワーキング・グループで出た意見を  
15 踏まえて、引き続き検討し、本年中を目途に結論を出すことが適当であるとされた。

16  
17 このため、当ワーキング・グループでは、2025年10月以降●回にわたり、サステナビリ  
18 ティ情報の第三者保証制度のあり方を中心に、中間論点整理で残された論点について審議を  
19 行った。本報告書はその検討結果を取りまとめたものである。

21 I. サステナビリティ情報の開示

22 **1. 国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ**

23  
24 我が国におけるサステナビリティ情報の開示・第三者保証制度の導入に関しては、諸外  
25  
26 国の動向等を注視しながら検討する必要がある。

27  
28 主要国においては、例えばEUでは、2023年1月に企業サステナビリティ開示指令(CSRD)  
29 が発効し、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に基づいて企業規模に応じて段階的に  
30 サステナビリティ開示基準に基づく開示が求められている。その後、2025年2月に、欧州  
31 委員会が企業の報告負担軽減を目的とした二つの法案からなるオムニバス法案を提出す  
32 るといった動きがあり、中間論点整理以降の同年12月、欧州委員会、EU理事会、欧州議  
33 会によるトリローグを経て一部修正されたオムニバス法案が暫定合意となっている<sup>1</sup>。

34  
35 サステナビリティ情報の信頼性を確保するためには第三者保証が有益であるところ、EU  
36 においてはCSRDに基づき、一定の企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく開示  
37 の義務付けとあわせて、第三者保証を受けることも義務付けている。英国では、2025年6  
38 月に「サステナビリティ関連財務開示の保証のための監督体制の整備」と題する文書につ  
39 いて意見募集が実施された<sup>2</sup>。

40  
41 また、一貫した質の高いサステナビリティ情報の保証を提供するためのグローバル基準  
42 を開発すべきとのニーズの高まりを踏まえ、2024年11月には国際監査・保証基準審議会  
43 (IAASB)から国際サステナビリティ保証基準(ISSA5000)が、2025年1月に国際会計士  
44 倫理基準審議会(IESBA)から国際サステナビリティ倫理・独立性基準(IESSA)が、それぞ  
45 れ公表されている。

46  
47 こうした中、我が国におけるサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)<sup>3</sup>の適用・第三者  
48 保証の導入に係るロードマップについて、中間論点整理においては、東京証券取引所プラ  
49 イム市場上場企業を対象としたSSBJ基準の適用開始時期について、  
50

- ・ 株式時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期、3兆円未満1兆円以上の企業は2028

---

<sup>1</sup> なお、従来のCSRDからの主な変更点としては、報告義務対象が平均従業員500人超から1,000人超に、純売上高が5,000万ユーロ超から4億5,000万ユーロ超に引き上げられている。域外適用対象については、EU域内の純売上高が1億5,000万ユーロ超から4億5,000万ユーロ超に、EU域内子会社又はEU域内支店の純売上高が4000万ユーロ超から2億ユーロ超に引き上げられていることが挙げられる。

(暫定合意された12月10日時点のオムニバス法案)

<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16702-2025-INIT/en/pdf>

<sup>2</sup> このほか、2025年11月には、保証業務実施者が任意に活用できるようISSA5000の英国版が開発・公表されている。

<sup>3</sup> 我が国におけるサステナビリティ開示基準の設定主体として2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、2025年3月に、「サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』」(以下「SSBJ適用基準」という。)、「サステナビリティ開示テーマ別基準第1号『一般開示基準』」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」の三つの基準を公表した。これらを総称して「SSBJ基準」という。

51 年3月期とする

- 52 ・ 株式時価総額 1兆円未満 5,000 億円以上の企業は 2029 年 3 月期を基本として、国内  
53 外の動向等を注視しつつ本年中を目途に結論を出すことが適当である
- 54 ・ 第三者保証の導入時期は、それぞれ、SSBJ 基準の適用開始時期の翌期（株式時価総額  
55 3兆円以上の企業は 2028 年 3 月期、3兆円未満 1兆円以上の企業は 2029 年 3 月期）  
56 からとする

57 とされた。

58 当ワーキング・グループでは、中間論点整理の公表以降、サステナビリティ情報の開示・  
59 保証を巡る国内外の動向には特段の変化がみられていないことを踏まえ、1兆円未満  
60 5,000 億円以上の企業に対する SSBJ 基準の適用開始時期を、2029 年 3 月期とすることに  
61 について議論が行われた<sup>4</sup>。

62 この点について、

- 63 ・ プライム市場上場企業は、グローバルな投資家との建設的な対話を志向する企業であることから、中間論点整理におけるロードマップ案に基づいて進めていくことが妥当
- 64 ・ 株式時価総額 1兆円未満 5,000 億円以上の企業の SSBJ 基準の適用開始時期を明示することは、開示を行う企業及び保証業務実施者双方の準備期間の確保に資するとの意見があったことから、中間論点整理で示されたとおり、SSBJ 基準の適用開始時期は 2029 年 3 月期とし、第三者保証の導入時期はその翌年（2030 年 3 月期）とすることが適当である。

65 もっとも、企業によってサステナビリティ情報の開示への取組状況には差異があり得るため、金融庁等の関係者においては、欧州企業や我が国の先行企業による開示例の収集・  
66 公表等を通じて、SSBJ 基準に基づく情報開示の浸透に向けた環境整備を図っていくことが重要と考えられる。

67 また、将来、プライム市場上場企業全体へサステナビリティ情報の開示・第三者保証を広げていくことは、我が国資本市場の公正性・透明性の一層の向上に向けて重要な課題である。このため、株式時価総額 5,000 億円未満の企業への SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していくことが重要である。

## 82 2. 有価証券報告書の提出期限の延長

83 現行制度上の有価証券報告書の提出期限は事業年度経過後 3 月以内とされているが、財

<sup>4</sup> なお、当ワーキング・グループでは、SSBJ 基準の適用対象企業を判断する上での「時価総額」の算定方法についても議論が行われ、前期末から遡って過去 5 事業年度の末日における時価総額の平均をもって算出することが適当とされた。

87 務諸表監査に加えてサステナビリティ情報の第三者保証への対応が必要になることを踏  
88 まえれば、諸外国の年次報告書の公表期限<sup>5</sup>を参考に、事業年度経過後4月以内に延長す  
89 ることも考えられる。

90 中間論点整理においては、サステナビリティ情報の第三者保証を受けた上で有価証券報  
91 告書を提出する場合には、恒久的な措置として、その提出期限を事業年度経過後3月以内  
92 から4月以内に延長すべきかどうかにつき、大要、

- 93 · 当ワーキング・グループにおいて早期の情報開示を望む意見があつたこと（特に財務  
94 情報の開示が遅れることに懸念あり）
  - 95 · 当初2年間の保証範囲をScope 1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向で  
96 検討されていること
  - 97 · 欧州において比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていること
- 98 といった観点を踏まえ、引き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論  
99 を出すことが適当とされた。

100 これを受け、当ワーキング・グループでは、中間論点整理公表以降、サステナビリティ  
101 情報の開示を巡る国内外の動向には特段の変化がみられていないことや、経過措置として  
102 の二段階開示をSSBJ基準の適用開始から2年間としていることも踏まえ、有価証券報告  
103 書の提出期限の延長は実施しない（現行どおり事業年度終了後3月以内）とすることにつ  
104 いて、議論が行われた。

- 105 この点に関しては、
- 106 · 保証業務実施者が（期末日から）3月以内に保証報告書を出せるかは不明であるほか、  
107 訂正報告書による二段階開示には抵抗があるため、第三者保証付きでSSBJ基準に準拠  
108 した開示が行われる場合には、有価証券報告書の提出期限を1か月延長するべき  
109 との延長が必要との意見のほか、
  - 110 · 会社法開示との重複解消、有価証券報告書における開示項目の見直しなど、情報開示  
111 の負担の軽減とあわせて検討することが望ましい  
112 との意見もあったところである。

- 113 他方で、全体としては、
- 114 · 二段階開示の期間を2年間とするほか、当初は保証範囲が限定されていること等を踏  
115 まえると、提出期限の延長を行わないことが妥当
  - 116 · 延長しないことは妥当だが、企業負担、保証業務実施者における十分な時間の確保と  
117 いった実務の状況を見極める必要
  - 118 · 実務の状況を踏まえて、数年後に延長の要否について改めて検討する余地を残してお  
119 くのがよい
- 120 というように、延長しないことについて肯定的な意見が多数を占めたところである。

121 これを踏まえ、有価証券報告書の提出期限は、事業年度経過後3月以内とする現行制度

---

5 英、独、仏においては、制度上、年次報告書の公表期限が事業年度経過後4月以内とされている。

124 を維持することが適当と考えられる。

125 ただし、企業規模等によって、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ情報の開示・保証への対応状況には差異があり得る。この点、有価証券報告書は、やむを得ない理由により、事業年度経過後 3 月以内に提出できないと認められる場合には、内閣総理大臣の承認を得た期間内に提出できることとされている<sup>6</sup>。企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）の改正により、SSBJ 基準に基づく情報開示と保証制度の導入の初期の段階における承認プロセスを明確化し、個別的な対応として、延長承認の制度を柔軟に活用できるようにすることは、円滑な制度導入に資するものと考えられる。

## 134 II. サステナビリティ情報の第三者保証

### 137 1. 保証業務実施者に関する基本的な考え方

139 有価証券報告書等において開示が求められることとなる SSBJ 基準に基づくサステナビリティ情報は、企業の将来のキャッシュ・フロー等に影響を与えると合理的に見込み得る、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報であり<sup>7</sup>、投資判断を行う上で有用な材料となる。こうした情報の信頼性を確保するうえで、サステナビリティ情報に対する第三者保証制度を創設し、その質を確保するための制度を整備することが必要である。これは、投資者保護を図る観点から重要であると同時に、我が国資本市場の国際的な信頼性を確保することにもつながる。

146 國際的にみると、こうした第三者保証制度について、監査法人・公認会計士だけが保証業務実施者となることができる法域、監査法人・公認会計士に限定せず（profession-agnostic）広く専門家が保証業務実施者となることができる法域がある<sup>8</sup>。サステナビリティ情報の保証に関する国際基準として開発された ISSA5000 や IESSA は、保証業務を担う主体は各国の判断に委ねられていることも踏まえ、監査法人・公認会計士だけでなくそれ以外の者も利用することが想定されている<sup>9</sup>。

153 我が国における第三者保証制度の検討に当たっては、将来、プライム市場上場企業全体へサステナビリティ情報の保証が拡大される可能性も見据え、保証の信頼性を確保しつつ、

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 24 条、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2、企業内容等の開示に関する留意事項（企業内容等開示ガイドライン）24-13

<sup>7</sup> SSBJ 基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報（それらのリスク及び機会に関する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。）を提供する開示を「サステナビリティ関連財務開示」と定義し（SSBJ 適用基準 4 項(5)、S 1 基準付録 A も同旨。）、これについての情報開示を求めている。

<sup>8</sup> 例えば、同じ欧州においても独は監査法人のみを保証業務実施者とする案が示されているのに対し、仏では監査法人、COFRAC（仏認定委員会）から認定された者が保証業務実施者とされている。

<sup>9</sup> 2022 年 9 月、証券監督者国際機構（IOSCO）は基準設定主体（IAASB、IESBA）が profession-agnostic な基準を開発することへの支持を表明している。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD713.pdf>）

155 将来にわたって保証業務実施者を十分に確保する制度設計とする必要がある。そして、我  
156 が国資本市場の国際的な信頼性を確保し、あわせてグローバルに活躍する我が国の企業の  
157 活動を損なわないようにする観点からは、我が国の第三者保証が国際基準と整合的である  
158 必要がある。

159  
160 このため、我が国におけるサステナビリティ情報の保証は、国際基準（上述の ISSA5000、  
161 IEssa のほか国際品質マネジメント基準（ISQM1））と整合性が確保された基準に準拠して  
162 実施するものとし、こうした保証を実施できる者が監査法人であるかどうかにかかわらず  
163 保証業務実施者とすることを制度設計の基本的な考え方とすることが適当である<sup>10</sup>。

164  
165 なお、サステナビリティ情報の開示・保証については、これまでも企業において任意の  
166 取組が見られるものの、開示・保証の実務は未だ発展途上にあると考えられる。今後、SSBJ  
167 基準に準拠したサステナビリティ情報の開示が開始され、その開示・保証の実務が蓄積し  
168 ていくことと期待されるため、こうした実務の蓄積を踏まえて、制度の詳細や運用を引き  
169 続き検討していくことが望ましい。

## 170 171 172 2. 保証業務実施者に関する規律のあり方

173  
174 こうした基本的な考え方を踏まえ、有価証券報告書等への記載が義務付けられる SSBJ  
175 基準に基づくサステナビリティ情報の保証は、国際基準（ISSA5000、ISQM1、IEssa）と整  
176 合性が確保された基準に準拠して実施するものとする。そして、保証業務実施者を登録制  
177 とし、こうした基準に準拠した保証が提供される場合、監査法人・監査法人以外のいずれ  
178 も、要件を満たす場合は登録可能な制度とし、事業者間で切磋琢磨することで、より良い  
179 保証が提供されることを期待する。以下では登録制度等の具体的な内容について詳述する。

### 180 181 （1）保証範囲・水準、保証基準

182  
183 サステナビリティ情報の保証範囲及び保証水準について、中間論点整理においては、

- 184 - 第三者保証制度の適用開始時期から 2 年間は、有価証券報告書等におけるサステナビ  
185 リティ関連財務開示のうち、Scope 1・2、ガバナンス及びリスク管理に対する第三者  
186 保証を義務付けることとし、3 年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討する  
187 ことが適当である
- 188 - 企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証  
189 水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことが適当である

10 ISO（国際標準化機構）においてサステナビリティ情報の妥当性確認・検証に特化した ISO 14019 シリーズの最終化が進んでいることを踏まえ、保証基準の策定に当たっては ISO 14019 シリーズと、ISSA5000、IEssa、ISQM1 との同等性についても比較検討することが適切であるとの意見があった。一方で、複数の保証基準を採用する場合、投資家の混乱を招くおそれがあるとの意見もあった。

190 と提言されている。I. 1. に記載のとおり、国内外の動向に足元大きな動きはないため、  
191 保証範囲及び保証水準に関しては、上記の提言に従って制度設計することが適当である<sup>11</sup>。  
192

193 保証業務実施者が準拠すべき基準については、国際基準（ISSA5000、ISQM1、IESSA）と  
194 整合性が確保された基準としたうえで、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ情報が企業  
195 の財務情報とも密接に関連するものであるところ、企業会計基準や監査基準等の知見を踏  
196 まえた議論を行うことが必要であると考えられる。このため、我が国における保証基準や  
197 品質管理基準、その他必要な基準のあり方については、企業や保証業務実施者にとって十  
198 分な準備期間を確保することにも留意しつつ、企業会計審議会において審議し、結論を出  
199 すことが適当であると考えられる。

200

## 201 (2) 登録要件

202

203 保証業務実施者に求められる体制整備については、保証の質を確保できるよう、国際基  
204 準を満たす必要があり、以下のような事項を登録の要件として求めるべきである。

205 まず、企業は保証業務を実施する責任者（業務執行責任者）を明らかにして保証を提供  
206 する必要があるため、業務執行責任者に対してサステナビリティ情報の開示・保証に必要  
207 な専門的知識・経験及び能力を有することを求めるべきである<sup>12</sup>。そして、保証業務実施  
208 者は、保証業務を提供する企業の規模や特性に応じて、適切な人材を確保するなどの体制  
209 整備が必要であるところ、保証業務実施者に対して業務執行責任者を十分確保すること、  
210 その他十分な業務従事者が配置されていることといった体制整備を求めるべきである。

211 なお、業務執行責任者が財務情報とのつながりも踏まえてサステナビリティ情報を保証  
212 する必要があることに鑑み、公認会計士資格を有する者に限定すべきではないかとの指摘  
213 もある。しかし、財務情報とのつながりを確認、検証できる能力は重要であるものの、研  
214 修等を通じて必要な会計知識を取得するといった方法や、必要に応じて外部専門家の知見  
215 を活用するといった方法も考えられることから、公認会計士資格を有する者に限定する必  
216 要はないと考えられる<sup>1314</sup>。

217 また、保証業務実施者が自身の行う保証業務の品質管理を適切に評価することも必要で

---

11 保証範囲を限定することは2年間の経過措置であり、将来は SSBJ 基準に従って開示されている項目全体が保証されるべきとの意見があった。また、情報の信頼性確保の観点からは開示基準に従って開示されている項目全体が保証されることは大原則であるため、保証範囲を限定することは例外的な経過措置と捉え、3年目以降は原則開示情報全体を保証範囲とすべきとの意見もあった。このほか、保証範囲を広げていく場合には、その必要性を検証したうえで、ある程度の時間的猶予を持って方針等が公表されるべきとの意見があった。

12 財務や会計の知識だけではなく、企業経営、ガバナンス、内部統制といった知見を有し、国際基準に従った業務ができるかどうかを見極め、審査することが重要であるとの意見があった。

13 参入促進による健全な競争、既得権化の回避、人材確保、有資格者の社会的な資源配分の適正化などの観点から、業務執行責任者に公認会計士資格を必ずしも求める必要はないとの意見があった。また、公認会計士という形式（資格）を要求しない以上、登録審査において人的体制はより実質的にしっかりと審査することが重要であるとの意見があった。

14 将来的には、財務・サステナビリティの専門性をカバーする資格試験の導入も考えられるとの意見があった。

あるところ、保証業務実施者に対して品質管理部門又は品質管理に主として従事する者を設置することや、個々の保証業務に携わるチームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていること、などを求めるべきである。

このほか、こうした品質管理のためのガバナンスを実効的なものとするため、保証業務実施者に「法人」であることや、保証業務実施者による虚偽の証明などで投資者が損害を被った場合における賠償資力の確保といった投資者保護の観点から一定の資本金や出資金など財産的基礎を求めるべきである。

### (3) 行為規制

保証業務実施者に求められる行為規制等は、登録要件と同様に、保証の質を確保できるよう、独立性の確保その他の国際基準を満たす必要がある。このため、財務諸表監査において監査法人に求められる公認会計士法の規定を参考しながら、以下のような規制を課すべきではないかと考えられる。

まず、財務諸表監査の場合と同様、同一の者が同一企業に対して長期間保証業務を実施することは、癒着や馴れ合いのおそれがあるので避けることが望ましいため、少なくとも業務執行責任者に対して、一定期間で同一企業に対する保証業務を外れること、いわゆるローテーションルールを求めるべきである<sup>1516</sup>。

次に、第三者保証制度の信頼性を確保する観点からは、保証業務における利益相反を回避し、また利益相反の外觀を呈しないようにすることが重要である。このため、例えば、サステナビリティ情報の作成業務を提供した企業に対して保証業務を同時に提供することや自らが出資する企業に対して保証業務を提供することといった一定の場合には、当該企業に対して保証業務の提供を禁止すべきである。

このほか、保証業務に関与する者は保証業務を実施する過程で社外に伝達されることが予定されていない会社経営に関する秘密事項を知り得る立場にあることから、保証業務に関与する者に対する守秘義務を規定し、正当な理由なく業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を他人に漏らす行為やこれを盗用する行為を禁止すべきである<sup>17</sup>。また、保証業務を通じて、企業による有価証券報告書等において開示が求められるサステナビリティ情報の適正性の確保に影響を及ぼすようなおそれがある事実（法令違反等事実）を発見し、

<sup>15</sup> 公認会計士法では監査証明業務を執行した監査法人の社員のほか、審査担当として関与した社員、社員と同程度以上に実質的な関与をしている補助者等も含まれる（公認会計士法第34条の11の3、第24条の3第3項、公認会計士法施行規則第8条第3項）。

<sup>16</sup> 業務執行責任者のローテーションについては、保証業務が新しい制度であり、一定の実務経験を蓄積する必要性及び保証業務実施者の確保等の理由から義務付けについては慎重な判断が必要であるとの意見や財務諸表監査よりもローテーションの期間を長くとっても良いのではないかとの意見があった。

<sup>17</sup> 公認会計士法第27条等参照。

253 企業において是正されない場合、当局へその旨を通知することなどを求めることも考えら  
254 れる。

255

#### 256 (4) 検査・監督等

257

258 保証業務実施者において、品質管理体制の整備、行為規制等の遵守に加えて、提供され  
259 る保証の質が確保されているかどうかを第三者がモニタリングしていくことは必要とな  
260 る。こうしたモニタリングは、当局よりも迅速かつ機動的に対処できる、実務を踏まえた  
261 専門的な知見を提供できるといった観点から自主規制機関に委ねることが望ましいとも  
262 考えられる。

263 一方で、サステナビリティ情報の開示・保証実務は、企業による任意の取組が見られる  
264 ものの発展途上にある。そのため、今後、法令に基づいて義務化された開示・保証実務が  
265 執積され、それに合わせた当局による検査・監督実務の蓄積も踏まえながら、当局及び関  
266 係者間で議論を進め、自主規制機関のあり方を検討することが望ましいと考えられる。し  
267 たがって、当面の間は自主規制機関ではなく、金融庁において検査・監督すべきである<sup>18</sup>。

268

#### 269 (5) エンフォースメント

270

271 保証業務実施者の業務の適切性等を確保する観点からは、実効性のあるエンフォースメン  
272 トが必要である。エンフォースメントのあり方については、監査法人の義務・責任に係  
273 る規定を参考としつつ、一方で保証業務実施者に対して過度な責任を負わせないものとす  
274 ることが適当であると考えられる。

275

##### 276 ①行政上のエンフォースメント

277

278 保証業務実施者の適切な業務運営を確保していくためには、行政上のエンフォースメン  
279 ト手段を整備することが必要である。

280 具体的には、保証業務実施者が有価証券報告書等に記載されたサステナビリティ情報に  
281 ついて虚偽があるにもかかわらず虚偽がないと保証した場合や、法令違反、業務運営が不  
282 当であった場合に当局において適切な対応がとられるよう行政処分（業務改善命令、業務  
283 停止命令等）に関する規定やこれら行政処分に係る調査の手段として報告徴求命令等の規  
284 定を整備する必要がある。

285

286 とりわけ、サステナビリティ情報について虚偽があるにもかかわらず虚偽がないものと  
287 保証したことが発覚した場合は、当該保証だけでなく、第三者保証制度の信頼性を揺るが  
288 すものであり、行政上の対応の必要性が高い。この点、公認会計士法においては、財務書

---

<sup>18</sup> 将来、自主規制機関を設けることを想定し、法制面での対応が必要であればあらかじめ検討しておくべきとの意見があつた。

類の虚偽証明を行った監査法人に対する課徴金納付命令が規定されている。これは、本来、財務諸表監査は継続的な業務であるところ、虚偽証明があった場合、業務停止命令を課すことになればそれによって（虚偽証明と）無関係な企業にその影響が及ぶところ、金銭的負担を課すことで違反行為を抑止することが効果的であるとの考えによるものである。

こうした考えは保証業務実施者にも当てはまるものであり、保証業務実施者に対する課徴金制度を設けるべきである<sup>19</sup>。

## ②民事上のエンフォースメント

金融商品取引法においては、有価証券報告書等における重要な事項につき虚偽の記載があった場合や記載すべき重要な事項の記載が欠けていた場合、その監査証明を行った公認会計士、監査法人の虚偽証明責任が規定されている<sup>20</sup>。

これらの民事責任規定は、情報の非対称性があることなどから、原告の訴訟負担が過大にならないよう、故意又は過失がなかったことの立証責任を被告となった公認会計士又は監査法人へ転換することで原告による責任追及をしやすくし、もってエンフォースメント手段としての実効性を確保しようとする規定である。

情報の非対称性を踏まえた訴訟負担の軽減という民事責任規定の趣旨は、サステナビリティ情報の保証にも当てはまるというべきところ、保証業務実施者においてサステナビリティ情報の記載が虚偽であり又は欠けているにもかかわらず虚偽でなく又は欠けていないものとして保証した場合に関して、故意又は過失がなかったことの立証責任が保証業務実施者に転換された民事責任を規定すべきである。

一方で、サステナビリティ情報には、将来情報や見積り情報、企業の上流・下流のバリューチェーンで発生する間接的な排出量を意味する Scope 3 温室効果ガス (GHG) 排出量のように、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報といった、財務情報と比較すると、相対的に不確実性が高い情報が含まれている。中間論点整理においては、セーフハーバーの対象をバリューチェーン一般に拡大すべきではないかといった意見や、サステナビリティ情報のこうした特性を踏まえた上で法的責任のあり方を議論すべきではないかという意見等があったことを踏まえて、セーフハーバーの内容・適用要件、適用対象、効果について法律改正も視野に入れて検討していくことが望ましいとの提言がなされ、これを受け、金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、引き続き議論が行われたところである。その中では、企業において非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報（以下「将来情報等」という。）に関する推論過程等の開示と確認書によって当該推論過程等が経営者等による確認対象となるという枠組を通じて、将来情報等の合理性が確保されることが期待されるとして、当該推論過程等と

<sup>19</sup> 保証業務実施者に対する課徴金額の考え方は、公認会計士法を参考に、①相当の注意を怠ったことによる虚偽の保証は保証業務実施者の報酬相当額を課し、違反行為を効果的に抑止する観点から、②故意による場合は保証業務実施者の報酬相当額に1.5倍を乗じた数とすることが考えられる（公認会計士法第34条の21の2）。

<sup>20</sup> 金融商品取引法第21条第1項三号、同条第2項二号、第22条、第24条の4。

324 確認書における記載内容が真実であれば、その開示をもってセーフハーバー・ルールが適  
325 用され、金融商品取引法上の民事責任を負わないとの考えが示されている。

327 こうした考えを前提にすると、保証業務実施者がサステナビリティ情報について虚偽が  
328 あるにもかかわらず虚偽がないものと保証したことの民事責任は、企業による重要な虚偽  
329 記載等を前提とするところ（金融商品取引法第21条第1項柱書）、企業にセーフハーバー・  
330 ルールが適用される場合、保証業務実施者も責任を負わないとすることは、金融商品取引  
331 法の規定と整合性がある考え方である。

332 また、セーフハーバー・ルールは、企業が虚偽記載等の責任を問われることを恐れて積  
333 極的な情報開示を避けようとするのではないか、といった懸念等を踏まえて検討されてい  
334 るものであり、サステナビリティ情報に関する保証を通じて企業へ過度な負担がかからない  
335 よう配慮することも必要である。こうした議論を踏まえ、投資判断に有用な情報が開示  
336 されるよう、サステナビリティ情報の保証を通じて企業へ過度な負担がかからないよう配  
337 慮することも必要である。

338 そこで、ディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論された企業のセーフハ  
339 バー・ルールを前提に、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、保証業務実  
340 施者においても上記の金融商品取引法上の民事責任（立証責任が転換された民事責任）を  
341 負わないものとすることが適当である<sup>21</sup>。

### 342 ③刑事上のエンフォースメント

343 公認会計士法の規定の中には、業務が適切に実施されるよう、重要な行為規制の違反に  
344 ついて罰則が科されるものもある。例えば、公認会計士及び監査法人の従業員等が守秘義  
345 務に違反した場合、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科される。

346 保証業務実施者に課される行為規制のうち守秘義務については、企業が安心して情報提  
347 供できるようにするとともに、保証業務実施者が企業から積極的に情報を入手するうえで  
348 重要な行為規制であり、また、監査法人とそれ以外の保証業務実施者について規制のイコ  
349 ルフッティングを確保する必要があることから、同様の罰則規定を設けるべきである<sup>22</sup>。

## 350 3. その他の論点

351 これまでも、企業は任意の取組としてサステナビリティ情報を有価証券報告書において

<sup>21</sup> 企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合、民事責任に加えて保証業務実施者に対する課徴金も課さないことが適当と考えられる。課徴金納付命令については、当局による適正な法執行をガイドライン等によって担保できると考えられる。

<sup>22</sup> こうしたイコールフッティングについては、例えば、監査法人における無限社員の存在や有限責任監査法人に対する供託金制度などについても、監査法人と保証業務実施者とのイコールフッティングという観点からは検討すべきものであり、将来的に整理が必要ではないかとの意見があった。また、監査法人が二重に処分されることは避けるべきとの意見があった。

357 開示している例や、ウェブサイト等において任意に第三者保証を受けている旨公表している例は見られる。こうした企業による自主的な情報開示は投資判断に有用な情報と言い得  
358 るものであって望ましい一方、我が国における第三者保証制度の導入後を考えた場合、少  
359 なくとも制度上のサステナビリティ情報の保証であるか、そうでないかは明確に区別され  
360 る必要がある。このため、サステナビリティ情報に対する第三者保証制度の導入とあわせ  
361 て、こうした「任意の保証」<sup>23</sup>の取扱いなど、有価証券報告書等における開示すべき情報  
362 についても検討する必要がある。

364

365 企業が自主的に保証を受ける「任意の保証」は、一定の場合には、開示情報の信頼性を  
366 高めるとともに投資者保護にも資するものであり、保証報告書によって積極的に開示され  
367 ることが望ましいと考えられる。そのようなものとして、「任意の保証」が、(1)SSBJ 基準  
368 に基づいて作成されたサステナビリティ情報に対するもので、(2)登録された保証業務実施  
369 者によるものであり、(3)登録された保証業務実施者が遵守すべき保証基準に沿ったもので  
370 ある場合、サステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証と同様に、有価証券報告  
371 書等へ保証報告書を添付できることとするのが適当である。

372 一方、上記の要件を満たさない場合は、投資家を誤認させないよう、有価証券報告書等  
373 へ保証報告書の添付を認めるべきではない。なお、上記の要件を満たさない場合において、  
374 企業が任意に保証を受けた旨を有価証券報告書等に記載するときは、同様に投資家を誤認  
375 させないよう、例えば、保証業務実施者の名称、登録の有無・準拠した基準や枠組みといった  
376 情報、保証の結論、サステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証ではない旨などの  
377 開示を求めるべきである<sup>24</sup>。

378

379 このほか、保証業務実施者による保証報告書に対する信頼性の基盤としての保証業務の  
380 公正性・独立性を確保する観点から、会社法において会計監査人の選任及び報酬にかかる  
381 規律があることを参考にして、企業においても保証業務実施者を選定し、選任する  
382 理由を対外的に説明することは、企業の責任ある態度として期待される<sup>25</sup>。

383

384 そこで、有価証券報告書で開示が求められている監査の状況<sup>26</sup>における監査公認会計士  
385 等の選任理由や監査報酬の内容の開示を参考に、企業に対して保証業務実施者の選任理由  
386 及び保証報酬を開示することを求めることが考えられる<sup>27</sup>。

<sup>23</sup> 有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること（例：義務化対象企業が Scope 3 の保証を受けること）、早期適用も含め義務化対象ではない企業が保証を受けることを指す。

<sup>24</sup> このほか、どのような保証業務が実施されたかの開示を求めるべきとの意見があった。また、有価証券報告書の利用者の誤認を避ける観点からは、そもそも「任意の保証」を受けたこと自体、有価証券報告書に記載すべきではないとの意見もあった。

<sup>25</sup> 会社法に規定はなくとも、保証業務実施者の独立性の確保を図ることは企業に期待される責務と解すべきという意見があった。

<sup>26</sup> 「第4 提出会社の状況 4. コーポレートガバナンス等の状況等(3)監査の状況」において業務監査、会計監査の状況について開示が求められている。

<sup>27</sup> サステナビリティ情報の保証においても、企業が独立性の確保された保証業務実施者を選定している旨及びサステナビリティ保証の報酬額等を監査の状況と同様に対外説明することは、企業としての責任ある態度としても期待されるとの意見があった。

387 おわりに

388

389 以上が、2025年10月以降、当ワーキング・グループにおいて行ってきた審議の内容を取  
390 りまとめたものである。今後、関係者において本報告書の内容を踏まえて制度整備等の必要  
391 な対応が進められることが期待される。